

歯科 2024年度 個別指導指摘事項 ②

本資料は、県保険医協会が関東信越厚生局長野事務所への開示請求で得た各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできないことを留意の上、参考資料とされたい。

表中()内の数字は同様の指摘を受けた医療機関件数、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

1. 保険診療等に関する事項 3. 医学管理等

指摘のあった項目	指摘事項
小児口腔機能管理料	小児口腔機能管理料は、口腔機能の発達不全が認められる小児のうち、継続的な管理が必要な患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として行う医学管理について評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。
根面う蝕管理料	算定要件を満たしていない根面う蝕管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア う蝕の評価に基づく管理計画を作成していない。▲ イ 患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載していない。▲
エナメル質初期う蝕管理料	算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア う蝕の評価に基づく管理計画を作成していない。▲ イ 患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載していない。▲
歯科衛生実地指導料	算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。▲
	診療録に記載すべき歯科衛生士に行った指示内容等の要点について、(画一的に記載している、記載の不十分な)例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。(10)
	情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 指導等の内容
歯周病患者画像活用指導料	口腔内カラー写真において、プラークコントロールの動機付けに必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。▲
	歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。(4)
歯科治療時医療管理料	算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。(2) ▲ イ 管理内容(患者の脈拍及び経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視(術前、術中、術後)のモニタリング結果)及び患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。▲
診療情報連携共有料	算定要件を満たしていない診療情報連携共有料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 交付した文書に診療情報の提供依頼目的及び診療情報の提供を求める内容を記載していない。▲

保険医協会では、指導等に関する会員からの相談に随時対応しています。個別指導や新規個別指導の実施通知が届きましたら、ご相談ください。

4. 在宅医療

指摘のあった項目	指摘事項
歯科訪問診療料	診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 歯科訪問診療の際の患者の状態等(急変時の対応の要点を含む)(5) イ 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点(2)
訪問歯科衛生指導料	診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 歯科衛生士等に指示した内容 イ 訪問した日の患者の状態の要点等
	情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 当該訪問指導で実施した指導内容 イ その他療養上必要な事項に関する情報

5. 検査

指摘のあった項目	指摘事項
歯周病検査	混合歯列期の患者に対して、誤って歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。▲
	歯周基本検査における(歯周ポケット測定、歯の動揺度)の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。(3)
	歯周精密検査における歯の動揺度の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
混合歯列期歯周病検査	2回目以降の歯周病検査は、歯周治療による歯周組織の変化や治療に対する反応等を評価し、治療の判断や治療計画の修正を行うことを目的として実施するものであるため、適切な検査と評価を行うよう改めること。
	混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。(5)
混合歯列期歯周病検査	混合歯列期歯周病検査におけるプロービング時の出血の有無の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
	誤って歯冠補綴時色調採得検査を算定している例が認められたので改めること。▲

6. 画像診断

指摘のあった項目	指摘事項
総論的事項	歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。(3)
	歯科エックス線写真において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。(5)
	撮影した歯科エックス線写真において、現像処理が(適切ではない、変色した)例が認められたので、適切に取り扱うこと。(2)
診断料	算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア (歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影)を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。(7) ▲
	(歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影及び歯科用3次元エックス線断層撮影)を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。(19)